五　第三十一条第一項第一号から第五号まで及び第七号から第十号までに該当することにより登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しない者を含む。）

六　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

七～十七　（略）

2　（略）

（事業報告書の提出及び閲覧）

第二十八条　（略）

2　（略）

3　前項の閲覧の申請は、必要事項を記入した閲覧申請書を国土交通大臣に提出して行うものとする。

（報告）

第二十九条　国土交通大臣は、不動産投資顧問業又はその事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、不動産投資顧問業者に対し、不動産投資顧問業又はその事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

第三十条　（略）

（登録の取消し等）

第三十一条　国土交通大臣は、不動産投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の登録を取り消すことができる。

一～四　（略）

五　第三十条第一項第一号から第四号までに及び第六号から第九号までに該当することにより登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しない者を含む。）

六　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

七～十七　（略）

2　（略）

（事業報告書の提出及び閲覧）

第二十八条　（略）

2　（略）

（新設）

第二十九条　（略）

（登録の取消し等）

第三十条　国土交通大臣は、不動産投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の登録を取り消すことができる。

一～四　（略）

五　第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

六～十　（略）

2　（略）

（登録の取消しの公告）

第三十二条　国土交通大臣は、不動産投資顧問業者が前条第一項第一号から第五号まで及び第七号から第十号まで（一般不動産投資顧問業者にあっては、第八号を除く。）の各号のいずれかに該当したことにより、その登録の取消しを行った場合は、その旨を公告するものとする。

（登録の抹消）

第三十三条　国土交通大臣は、第三条第三項の登録の更新をしなかったとき、第九条第二項の規定により第三条第一項の登録がその効力を失ったとき、又は第三十一条第一項の規定により第三条第一項の登録を取り消したときは、当該登録を抹消するものとする。

（適用の除外）

第三十四条　（略）

2　（略）

3　第七条第一項第一号、第十四条第一項、第十五条第一項第三号、第二十条、第二十一条及び第三十一条第一項第一号（第七条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する銀行には、適用しない。

4　第七条第一項第一号及び第三十一条第一項第一号（第七条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、保険会社、外国保険会社等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する者をいう。）には、適用しない。

（新設）

五～九　（略）

2　（略）

（登録の取消しの公告）

第三十一条　国土交通大臣は、不動産投資顧問業者が前条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号まで（一般不動産投資顧問業者にあっては、第七号を除く。）の各号のいずれかに該当したことにより、その登録の取消しを行った場合は、その旨を公告するものとする。

（登録の抹消）

第三十二条　国土交通大臣は、第三条第三項の登録の更新をしなかったとき、第九条第二項の規定により第三条第一項の登録がその効力を失ったとき、又は第三十条第一項の規定により第三条第一項の登録を取り消したときは、当該登録を抹消するものとする。

（適用の除外）

第三十三条　（略）

2　（略）

3　第七条第一項第一号、第十四条第一項、第十五条第一項第三号、第二十条、第二十一条及び第三十条第一項第一号（第七条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する銀行には、適用しない。

4　第七条第一項第一号及び第三十条第一項第一号（第七条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、保険会社、外国保険会社等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する者をいう。）には、適用しない。